

処分年月日	事業者名	本社所在地	処分等の種類	違反等の概要	命令又は指導の内容	当該警告により付された違反点数	当該事業者が付された累積違反点数
2024年10月30日	盛運汽船(株)	愛媛県宇和島市	輸送の安全確保に関する命令	<p>盛運汽船(株)が運航する旅客船「ゆきかぜ」が、一般旅客定期航路事業において、有効な海技免状を受有していない者を船舶職員として乗り組ませていたこと等の事実が判明した。</p> <p>これを受けて、令和6年9月5日及び6日、四国運輸局愛媛運輸支局宇和島海事事務所の運航労務監理官が海上運送法に基づく特別監査を実施したところ、本船に令和6年4月3日から9月4日の運航期間中、有効な海技免状を受有していない船舶職員を乗り組ませていたこと、また、運航管理者は配乗計画の作成及び改定について、法定乗組員並びに法定乗組員以外の乗組員及び予備員が適正に確保されているか継続的に確認を行っていなかった等の安全管理規程違反が確認された。</p> <p>10月30日、運航管理者は安全管理規程第20条に基づき、船舶課が作成した配乗計画の同意にあたっては、安全性の検討として、法定乗組員並びに法定乗組員以外の乗組員及び予備員について、有効な海技免状等の必要な資格の受有状況の確認も含め、適正に確保されているか継続的な確認を行うことを含む輸送の安全確保に関する命令を行った。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 船舶所有者は、船員法第70条に基づき、航海当直その他の船舶の航海の安全を確保するための作業を適切に実施するために必要な員数の海員を乗り組ませること。 船舶所有者は、船舶職員及び小型船舶操縦者法第18条に基づき、乗組み基準に従い、船長及び船長以外の船舶職員として、適切な海技免状有資格を受有する海技士を乗り組ませること。 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全確保のため、船員法をはじめとする関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底に主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。 安全統括管理者は、安全管理規程第15条に基づき、船員法をはじめとする関係法令の遵守と安全最優先の原則を徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。 運航管理者は、安全管理規程第16条に基づき、船舶の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。 運航管理者は、安全管理規程第20条に基づき、船舶課が作成した配乗計画の同意にあたっては、安全性の検討として、法定乗組員並びに法定乗組員以外の乗組員及び予備員について、有効な海技免状等の必要な資格の受有状況の確認も含め、適正に確保されているか継続的な確認を行うこと。 	25点	25点